

平成29年定例会提出議案件名一覧表

議案第134号	平成29年度三重県一般会計補正予算(第6号)
議案第135号	平成29年度三重県県債管理特別会計補正予算(第2号)
議案第136号	平成29年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算(第1号)
議案第137号	平成29年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
議案第138号	平成29年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算(第2号)
議案第139号	平成29年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第2号)
議案第140号	平成29年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号)
議案第141号	平成29年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
議案第142号	平成29年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
議案第143号	平成29年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
議案第144号	平成29年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号)
議案第145号	平成29年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
議案第146号	平成29年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議案第147号	平成29年度三重県水道事業会計補正予算(第2号)
議案第148号	平成29年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第2号)
議案第149号	平成29年度三重県電気事業会計補正予算(第2号)
議案第150号	平成29年度三重県病院事業会計補正予算(第2号)
議案第151号	三重県国民健康保険条例案
議案第152号	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
議案第153号	三重県特別会計条例の一部を改正する条例案
議案第154号	三重県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
議案第155号	三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案
議案第156号	三重県都市公園条例の一部を改正する条例案
議案第157号	当せん金付証票の発売について
議案第158号	工事請負契約の変更について(中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)志登茂川浄化センター水処理機械設備工事)

議案第159号	財産の処分について
議案第160号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第161号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第162号	三重県総合博物館の指定管理者の指定について
議案第163号	三重県立美術館の指定管理者の指定について
議案第164号	鈴鹿青少年の森の指定管理者の指定について
議案第165号	熊野灘臨海公園の指定管理者の指定について
議案第166号	大仏山公園の指定管理者の指定について
議案第167号	北勢中央公園の指定管理者の指定について
議案第168号	亀山サンシャインパークの指定管理者の指定について
議案第169号	三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定について
議案第170号	三重県立熊野少年自然の家の指定管理者の指定について
議案第171号	公立大学法人三重県立看護大学定款の一部変更について
議案第172号	地方独立行政法人三重県立総合医療センター定款の一部変更について
議案第173号	平成29年度三重県一般会計補正予算(第7号) ※11月30日採決済

平成29年定例会11月定例会会議 請願審査結果一覧表

区分	総数	採択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分	3	3						
継続分								
計	3	3						

(請願)

(新規分)

所管委員会	受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果	処理経過報告及び結果の報告を求めるもの
環境生活農林水産	請41号	私学助成について	津市上浜町一丁目293番地の4 三重県私立高等学校・中学校・小学校 保護者会連合会 会長 濱田 典保 ほか20名	山本 里香 岡野 恵美 稲森 稔尚 野村 保夫 下野 幸助 小島 智子 吉川 新 木津 直樹 石田 成生 大久保 孝栄 山内 道明 小林 正人 長田 隆尚	採択	○
健康福祉病院	請43号	診療報酬を引き下げず、地域医療を守ること を求めることについて	津市柳山津興1535-23 三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信	山本 里香 岡野 恵美 稲森 稔尚	採択	
健康福祉病院	請44号	介護報酬を引き上げ、介護サービス提供体制 の充実と介護労働者の処遇改善を求めること について	津市柳山津興1535-23 三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信	山本 里香 岡野 恵美 稲森 稔尚	採択	

平成29年定例会11月定例会議 意見書案一覧表

平成29年12月

[意見書案]

○環境生活農林水産常任委員会提出

意見書案第15号 私学助成の充実を求める意見書案

○健康福祉病院常任委員会提出

意見書案第16号 診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書案

意見書案第17号 介護報酬を引き上げ、介護サービスの提供体制の充実及び介護労働者の処遇改善を求める意見書案

○議員発議

意見書案第18号 一般会計に繰り入れられた繰入金等の自動車安全特別会計への繰戻しを求める意見書案

意見書案第15号

私学助成の充実を求める意見書案

上記提出する。

平成29年12月11日

提 出 者

環境生活農林水産常任委員長 田 中 祐 治

私学助成の充実を求める意見書案

私立学校は、独自の校風を守りつつ建学の精神に基づく個性豊かで特色ある教育を行い、教育の振興及び発展に寄与している。

しかしながら、私立学校に修学する生徒等の保護者にとって、小学校、中学校及び高等学校における公私間の教育費負担の格差は大きく、とりわけ入学時納付金が高額であり、私立学校の生徒等は大きな経済的負担を強いられているところである。

また、近年における少子化等の影響もあり、私立学校をめぐる経営環境は厳しい状況にある。

よって、国におかれては、私立学校に修学する生徒等の保護者の経済的負担の軽減及び私立学校における経営の健全性向上を図るため、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに、経常的経費の助成を更に充実するよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 舟橋裕幸

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

意見書案第16号

診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書案
上記提出する。

平成29年12月11日

提出者

健康福祉病院常任委員長 奥野英介

診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書案

平成30年度の診療報酬改定の基礎資料となる第21回医療経済実態調査によると、一般病院の損益差額の構成比率は前年度よりも悪化し、赤字幅が拡大していることが明らかになっている。

赤字幅の拡大により医療機関の経営が困難になれば、医療提供体制の整備にも大きく影響し、安全で安心な医療を国民に安定して提供することが困難になるおそれがある。

また、公立病院に関する地方交付税の算定基礎を許可病床から稼働病床に変更したことにより、地方交付税による財政措置額は減少しており、へき地、救急医療など不採算部門を担っている公立病院の経営は一層厳しいものとなっている。

このことによって、医師や看護師の不足のために一時的に閉鎖している病床を、将来にわたって閉鎖状態のままに固定化するのではないかとの懸念も指摘されている。

国民生活を支える医療の充実を図るためには、医療の質を損なわないよう、診療報酬を適正な水準とし、医療提供体制の整備等に必要な診療報酬が確保される必要がある。

よって、本県議会は、国において、地域医療を守り、国民生活を支える医療の充実を図るため、下記の事項に取り組まれることを強く要望する。

記

- 1 診療報酬の連続引下げは行わず、その適正な水準を確保すること。
- 2 公立病院の運営に対する地方財政措置の確保及び充実を図ること。
- 3 地域の医療需要を満たす医療提供体制を構築すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 舟橋 裕 幸

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

意見書案第17号

介護報酬を引き上げ、介護サービスの提供体制の充実及び介護労働者の処遇改善を求める意見書案

上記提出する。

平成29年12月11日

提 出 者

健康福祉病院常任委員長 奥 野 英 介

介護報酬を引き上げ、介護サービスの提供体制の 充実及び介護労働者の処遇改善を求める意見書案

いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる2025年を迎えるに当たって、地域医療構想や地域包括ケアシステムの構築が急がれている。

しかし、現状においては、介護報酬の引下げの影響等による介護事業所の倒産件数の高止まりや介護労働者の慢性的な不足など、介護サービスの提供体制の充実が図られているとは言い難い状況がある。

介護労働者の慢性的な不足の一因である賃金水準については、介護職員処遇改善加算等の措置が講じられているものの、本体の介護報酬が引き下げられていることから、大幅な改善にまでは至っていない。

また、対象職員が限定されている現在の介護職員処遇改善加算制度は、他の職種のマチベーションにも影響し、チームケアの観点から改善が求められるところでもある。

介護事業所の経営の安定化と介護労働者の処遇改善を進めるに当たっては、介護報酬の引上げが欠かせない。一方で、介護報酬の引上げに要する財源の確保に当たっては、自治体や被保険者、利用者の負担が過度に増加することのないように配慮することも重要である。

よって、本県議会は、国において、下記の事項に取り組まれることを強く要望する。

記

- 1 介護報酬の引上げを行い、適正な介護報酬の水準を確保し、介護サービスの提供体制の充実を図ること。
- 2 介護報酬の引上げに当たっては、利用者等の過度な負担とならないよう必要な財源を確保するとともに、介護職員をはじめとする介護現場で働く全ての労働者の処遇改善策を講じ、賃金水準の引上げを図ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 舟橋裕幸

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

意見書案第18号

一般会計に繰り入れられた繰入金等の自動車安全特別会計への繰
戻しを求める意見書案

上記提出する。

平成29年12月14日

提 出 者

岡 野 恵 美

倉 本 崇 弘

稲 森 稔 尚

小 島 智 子

大久保 孝 栄

小 林 正 人

長 田 隆 尚

一般会計に繰り入れられた繰入金等の自動車安全特別会計への繰戻しを求める意見書案

我が国では、自動車の保有者に自動車損害賠償責任保険（責任共済）への加入を義務付け、当該責任保険等に基づく保険金の支払により交通事故の被害者の救済を図る仕組み（自動車損害賠償保障制度）が構築されている。

一方で、自動車損害賠償保障制度のみでは、重度後遺障がい者の救済が十分でないなどの課題があるため、政府は、自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定において、重度後遺障がい者への救済事業等を実施している。この自動車事故対策勘定は、平成13年度まで実施されてきた政府再保険制度で自動車の保有者が負担した自動車損害賠償責任保険の再保険料等が財源とされているところである。

他方で、自動車事故対策勘定の積立金については、平成6年度及び平成7年度に一般会計への繰入れが行われており、平成29年度末の時点で約6,100億円が繰戻されていない状況にある。

交通事故死亡者数は4,000人以下に減少している一方で、重度後遺障がい者数は2,000人前後の水準で推移していることから、重度後遺障がい者への救済事業等の更なる充実が求められているが、当該事業は、自動車事故対策勘定の運用益と基金の取崩しによって実施されているため、一般会計からの繰戻しが必要であれば、将来において当該事業の継続が困難になるおそれがある。

よって、本県議会は、交通の安全が確保され、全ての国民が安心して暮らすことのできる社会を保障していくため、平成30年度予算において、一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しが行われることを強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 舟橋裕幸

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

国土交通大臣

平成29年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その15)

区 分	件 名	概 要													
<p>◎その他議案 (1件)</p> <p>総務部</p>	<p>教育委員会委員の選任に つき同意を得るについて</p>	<table border="1" data-bbox="762 353 1426 622"> <tr> <td>予 算</td> <td>- 件</td> <td rowspan="6">議案 1件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>その 他 議 案</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>認 定 告 白</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報 告 出 発</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1 件</td> </tr> </table> <p>教育委員会委員に次の者を選任するにあたり、地方教育 行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基 づき同意を得るもの</p> <p style="text-align: right;">森 脇 健 夫</p>	予 算	- 件	議案 1件	条 例	- 件	その 他 議 案	1 件	認 定 告 白	- 件	報 告 出 発	- 件	計	1 件
予 算	- 件	議案 1件													
条 例	- 件														
その 他 議 案	1 件														
認 定 告 白	- 件														
報 告 出 発	- 件														
計	1 件														

議会運営委員会閉会中 継続調査 申出事件一覧表

- 1 議会の運営に関する事項について
- 1 議会関係の条例及び規則等に関する事項について
- 1 議長の諮問に関する事項について

常任委員会閉会中 継続調査 申出事件一覧表

総務地域連携常任委員会

- 1 行財政の運営について
- 1 地域振興の推進について
- 1 スポーツの振興について
- 1 県南部地域の活性化について

戦略企画雇用経済常任委員会

- 1 県政の総合企画調整について
- 1 雇用対策について
- 1 エネルギー政策について
- 1 産業振興（農林水産業を除く。）について
- 1 国際交流及び観光の振興について
- 1 会計管理、監査その他行政運営の適正確保について

環境生活農林水産常任委員会

- 1 生活文化行政の推進について
- 1 環境保全の推進について
- 1 廃棄物対策について
- 1 農業の振興対策について
- 1 林業の振興対策について
- 1 水産業の振興対策について

健康福祉病院常任委員会

- 1 保健衛生行政の推進について
- 1 社会福祉及び社会保障の推進について
- 1 地域医療対策について
- 1 子ども及び青少年の育成について
- 1 病院事業の運営について

防災県土整備企業常任委員会

- 1 危機管理及び防災対策の推進について
- 1 公共土木施設の整備・維持管理について
- 1 都市計画、住宅、その他土木行政の推進について
- 1 公営企業（病院事業を除く。）の運営について

教育警察常任委員会

- 1 学校教育の充実について
- 1 社会教育及び文化財保護行政の推進について
- 1 警察の組織及び運営について

予算決算常任委員会

- 1 予算、決算等県財政について

12月21日の議事予定

開 議

諸報告

- ・付託議案審査報告書並びに請願審査結果報告書の提出について
- ・意見書案の提出について
- ・議案の配付について

日程第1 議案第134号から議案第172号まで
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第2 請願の件〔討論、採決〕

日程第3 意見書案第15号から意見書案第18号まで
〔討論、採決〕

日程第4 常任委員会の調査事項に関する報告の件

日程第5 議案第174号〔提案説明、採決〕

日程第6 閉会中の継続調査の件

閉 会

議長あいさつ

知事あいさつ

委員長会議

議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討

プロジェクト会議

選挙区調査特別委員会

平成30年 年間議事予定(案)

平成29年12月20日現在

日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	日
1	月(元日)	木	木	日	火	金	日	水	土	月 一般質問	木 分科会(決算)	土	1
2	火	金 代表者会議	金 一般質問	月	水	土	月	木	日	火 予決(企業会計) (予決総括質疑)	金 (委員会予備日)	日	2
3	水	土	土	火	木(憲法記念日)	日	火	金	月	水 全協(経営方針・ 予算調製方針)	土(文化の日)	月 一般質問	3
4	木	日	日	水	金(みどりの日)	月 議案上程	水 県内調査(教育)	土	火 県外調査	木 常任委・分科会	日	火	4
5	金	月	月 追加議案上程	木	土(こどもの日)	火	木 県内調査(教育)	日	水 県外調査	金 常任委・分科会	月	水 一般質問	5
6	土	火	火	金	日	水	金	月 県内調査	木 県外調査	土	火	木 予決(当初要求状況)	6
7	日	水	水 一般質問・質疑	土	月	木 議案質疑	土	火 県内調査	金 議運	日	水	金 予決(当初総括的質疑) (予決総括質疑)	7
8	月(成人の日)	木	木 予決(予算総括質疑)	日	火	金	日	水 県内調査	土	月(体育の日)	木 代表者会議	土	8
9	火	金 議運	金 戦歴・環農・健病 常任委・分科会	月	水	土	月	木	日	火 常任委・分科会	金	日	9
10	水	土	土	火	木	日	火	金	月	水 常任委・分科会	土	月 常任委・分科会	10
11	木	日(建国記念の日)	日	水	金 代表者会議・議運	月 一般質問	水	土(山の日)	火	木(常任委員会予備日)	日	火 常任委・分科会	11
12	金	月(振替休日)	月 総地・防農・教警 常任委・分科会	木	土	火	木	日	水	金(委員会等予備日)	月	水 常任委・分科会	12
13	土	火	火 戦歴・環農・健病 常任委・分科会	金	日	水 一般質問	金 予決(成果レポート)	月	木	土	火	木 常任委・分科会	13
14	日	水 全協(当初予算)	水 総地・防農・教警 常任委・分科会	土	月	木	土	火	金 議案上程	日	水 予決(採決) 議運	金(常任委員会予備日)	14
15	月	木	木(常任委員会予備日)	日	火 代表者会議	金 一般質問	日	水	土	月 代表質問 予決(採決)	木	土	15
16	火	金	金(委員会等予備日)	月	水 代表者会議	土	月(海の日)	木	日	火 代表者会議・議運	金	日	16
17	水	土	土	火	木 代表者会議・議運	日	火	金	月(敬老の日)	水 採決・議案上程 予決(一般・特別会計)	土	月(委員会等予備日)	17
18	木 開会	日	日	水	金 役員改選	月(予決総括質疑)	水 県内調査	土	火	木	日	火 予決(採決)	18
19	金	月 議案上程	月 予決(採決)	木	土	火 常任委・分科会	木 県内調査	日	水	金	月	水 代表者会議・議運	19
20	土	火 議案聴取会	火 代表者会議・議運	金	日	水 常任委・分科会	金 県内調査	月	木 議案質疑	土	火	木 閉会(採決)	20
21	日	水	水(春分の日)	土	月	木 常任委・分科会	土	火	金	日	水 採決・議案上程	金	21
22	月	木	木 採決	日	火 代表者会議	金 常任委・分科会	日	水	土	月	木	土	22
23	火	金	金	月	水 常任委(所管説明)	土	月	木	日(秋分の日)	火	金(勤労感謝の日)	日(天皇誕生日)	23
24	水	土	土	火	木 常任委(所管説明)	日	火	金	月(振替休日)	水 全協(定期監査結果) 予決(当初予算の考え方)	土	月(振替休日)	24
25	木	日	日	水	金 常任委(所管説明)	月(常任委員会予備日)	水	土	火 一般質問	木 予決(当初予算の考え方)	日	火	25
26	金	月 代表質問・議案質疑	月	木	土	火(委員会等予備日)	木	日	水	金	月	水	26
27	土	火	火	金	日	水 予決(採決)	金	月	木 一般質問	土	火 議案質疑	木	27
28	日	水 一般質問	水	土	月 議運	木 代表者会議・議運	土	火 県外調査	金	日	水	金	28
29	月		木	日(昭和の日)	火	金 採決	日	水 県外調査	土	月	木 一般質問	土	29
30	火		金 追加上程・採決	月(振替休日)	水 特別委(活動計画)	土	月	木 県外調査	日	火 予決(決算総括質疑)	金	日	30
31	水		土		木		火	金 代表者会議		水 分科会(決算)		月	31

- 本会議開催日
- 議決休会日
- 休日休会日

会期日数 平成30年定例会 337日

平成30年 定例会日程

月	日	曜	日	程	備 考
1月	18日	木	本会議	開会	議会運営委員会
	19日	金	休 会		
	20日	土			
	21日	日			
	22日	月	休 会		
	23日	火	休 会		
	24日	水	休 会		
	25日	木	休 会		
	26日	金	休 会		
	27日	土			
	28日	日			
	29日	月	休 会		
	30日	火	休 会		
	31日	水	休 会		
2月	1日	木	休 会		
	2日	金	休 会		代表者会議
	3日	土			
	4日	日			
	5日	月	休 会		
	6日	火	休 会		
	7日	水	休 会		
	8日	木	休 会		
	9日	金	休 会		議会運営委員会
	10日	土			
	11日	日		(建国記念の日)	
	12日	月		(振替休日)	
	13日	火	休 会		
	14日	水	休 会		全員協議会
	15日	木	休 会		
	16日	金	休 会		
	17日	土			
	18日	日			
	19日	月	本会議	議案上程 提案説明(2月定例会月会議)	議案聴取会 議案聴取会 議会運営委員会
	20日	火	休 会		
	21日	水	休 会		
	22日	木	休 会		
	23日	金	休 会		
	24日	土			
	25日	日			
	26日	月	本会議	代表質問 議案質疑	議会運営委員会
	27日	火	休 会		
	28日	水	本会議	一般質問	
3月	1日	木	休 会		
	2日	金	本会議	一般質問	
	3日	土			
	4日	日			
	5日	月	本会議	追加議案上程	議案聴取会 議会運営委員会
	6日	火	休 会		
	7日	水	本会議	一般質問 議案質疑	
	8日	木	委員会	予算決算常任委員会(予算総括質疑)	
	9日	金	委員会	付託議案審査[戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、健康福祉病院の各常任委員会・分科会]	
	10日	土			
	11日	日			
	12日	月	委員会	付託議案審査[総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会]	
	13日	火	委員会	付託議案審査[戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、健康福祉病院の各常任委員会・分科会]	

月	日	曜	日 程	備 考
14日	水	委員会	付託議案審査〔総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会〕	
15日	木	休 会	(常任委員会予備日)	
16日	金	休 会	(委員会等予備日)	
17日	土			
18日	日			
19日	月	委員会	予算決算常任委員会(採決)	
20日	火	休 会		代表者会議 議会運営委員会
21日	水		(春分の日)	
22日	木	本会議	採決(2月定例会会議)	
23日	金	休 会		
24日	土			
25日	日			
26日	月	休 会		
27日	火	休 会		
28日	水	休 会		
29日	木	休 会		
30日	金	本会議	追加議案上程 採決(3月会議)	
31日	土			

※ 請願陳情の受理

・ 2月19日(月) 午後5時

※ 文書による質問ができる期間

・ 12月22日～ 2月18日

議会对応業務にかかる執行部提案（議会運営委員会関係）に関する各会派の意見

1. 議案質疑のための本会議への出席者の縮小

	知事	副知事	危機管理 統括監	部長	局長	教育長	企業 庁長	病院事 業庁長	警察本 部長	行政委員会	
										委員長	事務局 局長
現 状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
執行部の提案	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
新政みえ	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
自民党	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
鷹山	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
公明党	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
日本共産党	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
能動	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
大志	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
草の根運動いが	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
青峰	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●

○：常時出席

▲：議案に関係する場合は出席

●：議案に関係する場合又は発言通告で答弁要求のある場合は出席

参考：地方自治法〔長その他役員等の出席義務〕

第121条 普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。

2. 本会議における発言通告提出期限の早期化

	発言通告書提出期限	映写資料提出期限(注)
現 行	前々日(休日を除く。)の午後5時	前々日(休日を除く。)の午後5時
執行部の提案	前々日(休日を除く。)の午後1時	—
新政みえ	前々日(休日を除く。)の午後1時	前々日(休日を除く。)の午後5時
自民党	〃	〃
鷹山	〃	前々日(休日を除く。)の午後1時
公明党	〃	前々日(休日を除く。)の午後5時
日本共産党	〃	前々日(休日を除く。)の午後1時
能動	〃	〃
大志	〃	〃
草の根運動いが	〃	前々日(休日を除く。)の午後5時
青峰	〃	前々日(休日を除く。)の午後1時

注：映写資料については、執行部から提案を受けていないが、議運の申合せにより、発言通告書とともに質問日
前々日（休日を除く。）の午後5時までに提出するものとされているため、11月15日の議運において映写資
料提出期限についても発言通告書提出期限の検討と併せて各会派でご協議いただくこととされた。

議場への乳児同伴の現状について

1 熊本市議会の状況等（同議会事務局に聞き取り）

(1) 経緯等

平成29年11月22日の熊本市議会本会議において、議員が生後7ヶ月の長男を抱いて議場に入場し、本会議に出席しようとした。

議長は長男を傍聴人とみなし、傍聴規則に基づき、議場への入場は認めなかった。（乳幼児の傍聴席への入場は禁止されていない。）

後日、当該議員から、議長宛に配慮を求める文書が提出され、これを受けて議長の判断で、「本会議中に退席して控え室での授乳を認める。授乳で議場にはいない時に表決が行われる場合は、表決に間に合うよう議員に連絡する。」という対応が取られた。

(2) 今後の対応

市議会として更なる対応を取るかどうかは、今後、議会運営委員会で協議が行われる予定。

2 三重県議会の状況等（関連する諸規定）

(1) 議事妨害の禁止（会議規則第90条）

何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(2) 議場への入場禁止（傍聴規則第8条）

傍聴人は、議場に入ることができない。ただし、報道関係者で写真取材のため特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(3) 傍聴人の守るべき事項（傍聴規則第10条）

傍聴人は、傍聴するときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

一～五 略

六 その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

3 全国都道府県議会議長会事務局等への聞き取り結果等

(1) 全国都道府県議会議長会事務局のコメント

こうした事例は聞いたことがないことから、各都道府県議会において議場への入場を認めているケースはないように思われる。

現時点で報道レベル以上の情報は持っていない。また、今後、各都道府県議会に対し、状況調査を実施する予定もない。

(2) 全国市議会議長会事務局のコメント

こうした事例は聞いたことがない。

今後、役員会等で問題提起がなされれば、検討する可能性はある。

(3) 衆参両議院議事課のコメント

- ・衆議院：明確な規定はないが、原則として議員と関係者以外は議場に入れない。
過去に乳児を同伴した例はない。
- ・参議院：衆議院に同じ。

【参考：議員に対して保育スペースを確保している事例】

○沖縄県北谷町議会（同議会事務局に聞き取り）

- ・女性町議の出産を機に、平成29年9月定例会より、議員控室の畳の部分を保育スペースとして確保。当該議員がベビーシッターを手配した上で同スペースを利用している。
- ・議員は、本会議等の休憩時間を利用して授乳している。

○南海トラフ地震に関連する情報(臨時)及び弾道ミサイル発射によるJアラートへの対応について

三重県議会大規模地震対応マニュアルについて、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表が廃止され、新たに「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」の発表が行われること、更には弾道ミサイル発射によるJアラート作動時の対応が必要となることから、これらに係る部分を下表のように運用する。

なお、同マニュアルは、当面(国が新たな防災対応を定め、執行部が地域防災計画等を見直すまで)の間、現行の内容で運用することとする。

【廃止】東海地震に関連する情報の対応内容

(平成29年10月31日で終了) ※「三重県議会 大規模地震対応マニュアル」より抜粋

	議員		事務局	執行部(参考)	
	本会議、委員会等の会議開催中	休会・閉会中		配備体制	参集基準
調査情報 (臨時)	(本会議、委員会等) 原則として、議事を続行 (不在、欠席議員) 最新情報に注意し、平常活動を継続	最新情報に十分注意し、平常活動を継続	各課1名を配置 ※適宜、全議員に情報提供	準備体制	各班の配備計画により参集
注意情報	(本会議) 議長は、ただちに延会を宣告 (委員会等) 委員長等は、ただちに閉会を宣告	正副議長は登庁し、議会の対応を総括	全職員参集 ※同上	警戒体制	全職員参集
予知情報 (警戒宣言発令)	(不在、欠席議員) 不急の外出は見合わせ、自宅等で待機	不急の外出は見合わせ、自宅等で待機	全職員参集 ※同上	非常体制	全職員参集 〔県地震災害警戒本部を設置〕

南海トラフ地震に関連する情報(臨時)及び弾道ミサイル発射によるJアラートへの対応

	議員		事務局	執行部(参考)	
	本会議、委員会等の会議開催中	休会・閉会中		配備体制	参集基準
南海トラフ地震に関連する情報(臨時)の発表 ※東海地震の調査情報に準じた対応	(本会議、委員会等) 原則として、議事を続行 (不在、欠席議員) 最新情報に注意し、平常活動を継続 ※ただし、本会議開催中、議長は、必要に応じて休憩をとり、状況を確認後、議会運営委員会の開催を求め、延会又は続行を決定 委員会等開催中、委員長等は、必要に応じて休憩をとり、状況を確認後、会議を再開して出席委員等に伝えるとともに閉会又は続行を決定	最新情報に十分注意し、平常活動を継続	各課1名を配置 ※適宜、全議員に情報提供	南海トラフ地震準備体制	東海地震準備体制に準じた配備計画により参集 〔2時間後を目途に緊急部長会議を開催〕
弾道ミサイル発射により、県内でJアラート(全国瞬時警報システム)が作動 ※大規模地震発生(震度5弱)に準じた対応	(本会議) 議長は、休憩を宣告するとともに、議場内の全員に安全姿勢をとるよう指示 議長は、議会運営委員会の開催を求め、本会議の延会又は続行を決定(必要に応じて執行部の意見を求める。) (委員会等) 委員長等は、休憩を宣告するとともに、室内の全員に安全姿勢をとるよう指示 委員長等は、会議を再開して出席委員等に状況を伝えるとともに、会議の閉会又は続行を決定(必要に応じて執行部の意見を求める。) (不在、欠席議員) 身を守る行動をとった後、最新情報に十分注意し、平常活動を継続	身を守る行動をとった後、最新情報に十分注意し、平常活動を継続	執行部(防災対策部)と連絡調整が可能な体制 ※適宜、全議員に情報提供	-	原則として、県内震度5弱の警戒体制に準じた配備計画により参集 〔Jアラート作動をもって三重県危機対策本部を自動設置〕